

1 石綿（アスベスト）飛散防止対策の背景

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称で、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。その繊維は極めて細いため、吸入すると肺の奥深くまで入り、また、代謝を受けにくいことから長期間にわたり体内にとどまります。その結果、約15年から40年の潜伏期間を経た後に、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあると言われています。

一方、丈夫で変化しにくい性質を持っており、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の特性に優れているため、かつてその利便性の高さから「奇跡の鉱物」、「魔法の鉱物」と重宝され、建材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態がありました。

また、石綿は高度経済成長期とともに多くの建築物に使用され、その総輸入量の8割は建築材料として使用されたと言われています。しかし、人体への有害性が指摘されたため、昭和50年に労働安全の面から石綿の吹付けは原則禁止され、その後健康影響が社会問題化したことなどを契機に段階的に規制が行われ、平成18年には0.1%を超えて石綿を含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されました。

しかしながら、今後、石綿を含有する建材が使用された建築物等の解体のピークを迎えることが見込まれ、解体、改造又は補修の作業（以下「解体等作業」という。）における不適正な取り扱いにより石綿が大気中に飛散することが懸念されており、環境汚染の未然防止の観点からも、解体等作業に伴う石綿の飛散防止対策の徹底が課題となっています。

2 ガイドラインの目的

川崎市では、「大気汚染防止法」に加え、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）により、建築物等の解体等作業に伴うアスベストの飛散防止対策に取り組んでいます。

令和2年6月5日に、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の排出等の抑制を図るため、「大気汚染防止法」が大幅に改正されました。規制建材の拡大に伴い、全ての石綿含有建材が大気汚染防止法の規制対象となり、石綿含有建材が使用された建築物等の解体等作業する場合には、発注者への書面による説明、解体前の作業計画の作成、解体等作業の記録、解体後の発注者への書面による説明などの事項が必要となります。

このガイドラインは、建築物等の解体等作業を伴う建設工事の元請業者、自主施工者の方々に、石綿に関する大気汚染防止法及び条例の規制の内容と手続きの流れを御理解いただくとともに、解体等作業を伴う建設工事の発注者の方々にも、建設工事の現場において適切な契約のもとに石綿対策が行われているかを確認していただくために作成しました。さらに、建築物等の解体等作業を伴う建設工事に携わる下請負人の方々も、建設工事の現場において作業基準を遵守する必要があります。

建築物等の解体等作業を伴う建設工事の発注者、元請業者、自主施工者、下請負人の方は、このガイドラインに基づいて石綿の飛散防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、石綿の飛散防止については、石綿障害予防規則にも類似の規定がありますが、このガイドラインは他法令の規定に基づく取組を妨げるものではありません。したがって、それぞれの法令の趣旨に基づいた取組をしていただきます。

3 石綿飛散防止対策の対象とする建築材料

石綿を含む建築材料のうち、石綿の質量の割合が0.1%を超えて含有するもの（以下「特定建築材料」という。）を対象とします。

(1) 吹付け石綿

石綿を含有する吹付け材で、石綿、ロックウール等とセメント等の結合材に水を加え、吹付け機を用いて特定部位（鉄骨や天井、壁等）に吹付けたものをいいます。

(2) 石綿含有断熱材等（石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材）

フェルト状の屋根用折板裏断熱材や煙突用断熱材、ボイラー、化学プラント、配管の曲線部等に使用されている保温材、さらに、鉄骨部分、鉄骨柱、梁やエレベーター周辺で使用されている耐火被覆材等をいいます。

(3) 石綿含有仕上塗材

日本産業規格（JIS）A6909 に規定する建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用塗材をいいます。

(4) 石綿含有成形板等

(1)、(2) 及び(3) 以外の特定建築材料で、耐水、耐火、耐久性能が要求される場所で屋根、内壁、天井、床などの材料として使用されている成形板、セメント管、押出成形品等をいいます。

特定建築材料に関する参考情報

大気汚染防止法及び条例の対象となる特定建築材料の材料名を以下に例示しました。設計図書や図面における確認の際の参考にしてください。

① 吹付け石綿

- ・吹付け石綿
- ・石綿含有吹付けロックウール
- ・石綿含有バーミキュライト（ひる石）
- ・湿式石綿含有吹付け材
- ・石綿含有吹付けパーライト

② 石綿含有断熱材等

- ・石綿含有けいそう土保温材
- ・石綿保温材
- ・石綿含有バーミキュライト保温材（ひる石保温材）
- ・石綿含有パーライト保温材
- ・石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ・石綿含有耐火被覆材
- ・石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ・煙突用石綿断熱材
- ・屋根用折板石綿断熱材

③ 石綿含有成形板等

- ・スレート波板
- ・スレートボード
- ・住宅屋根用化粧スレート
- ・サイディング
- ・けい酸カルシウム板第1種
- ・パルプセメント板
- ・石綿紡織品
- ・スラグせっこう板
- ・押出成形セメント板
- ・ビニル床タイル／ビニル床シート
- ・パーライト板
- ・ロックウール吸音天井板
- ・せっこうボード
- ・モルタル
- ・パッキン
- ・ソフト巾木
- ・ルーフィング
- ・セメント円筒
- ・下地調整材
- ・ガスカート

④ 石綿含有仕上塗材

※ 上記に記載のない石綿が含有している建築材料も、対象となります。

川崎市では、石綿紡織品を切断、破砕等する場合は、石綿が飛散しやすいので、②石綿含有断熱材等と同等の作業を行うようお願いしています。

参考：「目で見えるアスベスト建材（第2版）」

URL: https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html（国土交通省）

「石綿（アスベスト）建材データベース」

URL: <https://www.asbestos-database.jp/>（国土交通省、経済産業省）